

**【重要】**

**ワクチン・検査パッケージの活用等による大学等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動の行動制限の緩和についてお知らせします。**

事務連絡  
令和3年11月22日

各国公立大学法人担当課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中  
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を  
設立する各地方公共団体担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）  
文化庁参事官（芸術文化担当）

緊急事態措置区域及び重点措置区域での大学等の部活動・課外活動における感染  
リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和について（周知）

令和3年9月9日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染対策と日常生活の回復に向けた取組を両立するための「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」が示され、この中において、「緊急事態措置区域等において、大学等の部活動や課外活動における感染リスクの高い活動についても、ワクチン・検査パッケージを活用すること等により、原則可能とする。」こととされました。

また、令和3年11月19日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより行動制限の緩和を可能とするため、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態措置区域及び重点措置区域での大学等の部活動・課外活動（以下「部活動等」という。）における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和について新たに記載が行われました。

この具体的な内容等については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定等について（周知）」（令和3年11月19日付け高等教育企画課事務連絡）において別

途お知らせすることとしておりましたが、別紙のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

なお、文部科学省としては、教育的な観点からも、工夫して感染対策をしっかりと講じた上で、適切に部活動等に取り組んでいくことは重要であると考えております。各大学等におかれては、部活動等と感染対策の両立に向けて、引き続きお取り組みいただきますようお願いいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

(参考)

○ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方（令和3年9月9日新型コロナウイルス感染症対策本部）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryoku/kihon\\_r\\_030909\\_1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_030909_1.pdf)

○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryoku/kihon\\_r\\_031119.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_031119.pdf)

○ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryoku/kihon\\_r\\_031119\\_1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r_031119_1.pdf)

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111（代表）

（大学スポーツについて）  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付（内線：3932）

（文化に関する課外活動について）  
文化庁参事官（芸術文化担当）付 学校芸術教育室（内線：2832）

（その他の課外活動について）  
高等教育局学生・留学生課（内線：2519）

（その他大学全般について）  
高等教育局高等教育企画課（内線：2482）

## 緊急事態措置区域及び重点措置区域における学生が行う部活動・課外活動について

## 1. 緊急事態措置区域及び重点措置区域における部活動・課外活動の感染対策

緊急事態措置区域及び重点措置区域（以下「緊急事態措置区域等」という。）においては、大学等における部活動・課外活動（以下「部活動等」という。）の扱いについては、感染拡大防止の観点から慎重な取り扱いが求められる。仮に、活動を行う場合には、いわゆる「三つの密」「感染リスクが高まる『5つの場面』」および大きな発声を避けるとともに、部活動等に付随する、屋内での着替え、車での移動、部活動等の後の飲食・懇談や学生寮等における共同生活といった場面での感染対策に十分に留意することを前提とすべきである。

その上で、感染リスクが高い活動の目安として以下の考えで整理し、地域の感染状況等に応じて、これら感染リスクの高い活動については一時的に活動の制限又は自粛をすることも含め検討するなど、感染症への警戒を強化すべきである。

- ①学生同士が組み合うことが主体となる活動
- ②身体接触を伴う活動
- ③大きな発声や激しい呼気を伴う活動

## 2. 緊急事態措置区域等における制限又は自粛の緩和

## (1) 制限又は自粛の緩和措置

- ①緊急事態措置区域等であっても、個々の部活動等において感染リスクの低減を図ったことを大学等が確認できる場合には、当該部活動等における上述1.の①～③の活動については、制限又は自粛の要請の対象とはしない。なお、各大学等において当該活動の実施を判断する際には、地域の感染状況や地方公共団体の要請内容、学内の感染状況等を踏まえるものとする。感染リスクの低減を図る取組としては、例えば、以下のようなことが考えられる。

## &lt;感染リスクを低減する取組の例&gt;

○各部活動等より以下の取組等の実施に係る計画書を提出させ、内容を確認し、大学として活動を許可する。

ア. 活動に参加する学生に関し、ワクチン・検査パッケージを適用して活動への参加の可否を部活動等の責任者等が確認すること。なお、ワクチンを接種できない学生に対して、検査が実施できない場合には、継続的な健康観察・行動歴（活動実施14日前からの毎日の体温測定、発熱・咳等の症状の有無、大人数での会食・マスクを外した長時間の会話など感染リスクを高める行動の有無等）などにより確認すること。

※例えば、練習試合や大会等の場面においては、感染を拡大させないため、検査を積極的に活用するなど場面に応じた工夫も考えられる

- イ. 体調不良等の症状がある場合には、活動に参加させないよう徹底すること
- ウ. 感染者や感染疑い者が発生した場合の連絡体制や、部活動等の活動停止の措置等を事前に定めること
- エ. 活動の前後に必ず手指の洗浄や消毒を実施させること
- オ. 曜日・時間等を区切るなどして参加人数を制限するなどの工夫を行うこと
- カ. 休憩やミーティングなど活動以外の場面ではマスクの着用を徹底すること
- キ. 屋内で活動する際には、可能な限り常時換気に努め、困難な場合にはこまめに換気（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開にする）など十分な換気を徹底すること

②上述の2.（1）①に基づき、緊急事態措置区域等において部活動等における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和を行う大学は、別途示す方法により、文部科学省に報告するものとする。

③仮に感染が急速に拡大し、医療提供体制等のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で、部活動等における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和を適用せず、制限又は自粛を要請することがある。それらの要請があった場合には、各大学等は、その要請の内容を踏まえて対応するものとする。

④上述の2.（1）①に基づく取扱については、飽くまでも緊急事態措置区域等において要請している部活動等における感染リスクの高い活動の制限又は自粛を緩和するものであり、それ以外の地域（緊急事態措置区域等から除外された地域を含む。）において部活動等を実施する際の条件ではない。

## （2）ワクチン・検査パッケージの適用

ワクチン・検査パッケージを適用する場合については、原則として、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）（以下「要綱」という。）に基づくこととする。

ただし、要綱中の「2. ワクチン・検査パッケージの定義・要件」の（2）に定める、ワクチン・検査パッケージを適用する旨の都道府県への登録については、上述2.（1）①の文部科学省への報告をもって代えることとする（都道府県への登録は要しない）。